

営業保証金の取戻しの手順について

静岡県観光政策課

営業保証金の取戻しの手順は、下記のとおりです。

記

- 1 必要事項を官報に掲載して、公告してください。
ただし、旅行業務に関し取引によって生じた債権の弁済を受ける権利の実行の申立てがある場合には、公告することができません。

なお、官報の掲載方法については、以下に問い合わせ願います。

(株)静岡県官報販売所

住 所 静岡県葵区追手町 10 番 105 号

電 話 054-253-2661

- 2 官報に掲載されたら、営業保証金取戻しの公告についての届出を、添付の書式「営業保証金取戻しの公告について」により、速やかに県観光政策課に提出してください。

※提出が無い場合、官報掲載の事実として認めることが出来ません。

- 3 官報に掲載して6か月が経過しても、旅行者等から申し出がない場合、県知事名の証明書を発行しますので、交付願いを提出してください。
- 4 県知事名の証明書を受領後、営業保証金を供託してある地方法務局で取戻しの手続きを行ってください。

担 当 企画班
電話番号 054-221-3638

令和 年 月 日

静岡県知事 様

静岡県知事登録旅行業第 - 号

住所・所在地

名称・商号

氏名・代表者名 印

営業保証金取戻しの公告について

このことについて、旅行業者営業保証金規則第9条第5項の規定により、公告したので届け出ます。

(添付書類)

1 官報 (写し) 1通 (令和 年 月 日付け)